

保育料額表

3歳未満児 (※3歳以上児の保育料は無料です。)

各月初日の当該子どもが属する世帯の階層区分		保育料額 (月額)	
階層	定義	上段は保育標準時間認定の場合 下段は保育短時間認定の場合	
A	生活保護世帯等	円	0
B	A階層を除き、市町村民税（特別区民税を含む。4月から8月までの月分の保育料については前年度分。以下同じ。）の非課税世帯	0	0
C	A階層を除き、市町村民税の課税世帯のうち、均等割の額のみ課税世帯	6,000	5,800
D ₁	A階層及び C階層を除	15,000円未満	6,500 6,300
D ₂	き、市町村民	15,000円以上 48,600円未満	7,400 7,200
D ₃	税の課税世	48,600円以上 53,000円未満	8,200 8,000
D ₄	帯であって、 その保育料	53,000円以上 60,000円未満	9,900 9,700
D ₅	算定所得割	60,000円以上 70,000円未満	11,900 11,600
D ₆	の額が次の	70,000円以上 80,000円未満	16,200 15,900
D ₇	区分に該当	80,000円以上100,000円未満	21,600 21,200
D ₈	する世帯	100,000円以上115,000円未満	28,100 27,600
D ₉		115,000円以上130,000円未満	35,200 34,600
D ₁₀		130,000円以上145,000円未満	42,200 41,400
D ₁₁		145,000円以上170,000円未満	44,400 43,600
D ₁₂		170,000円以上200,000円未満	50,400 49,500
D ₁₃		200,000円以上235,000円未満	52,800 51,900
D ₁₄		235,000円以上270,000円未満	55,200 54,200
D ₁₅		270,000円以上300,000円未満	57,200 56,200
D ₁₆		300,000円以上340,000円未満	58,500 57,500
D ₁₇		340,000円以上365,000円未満	58,900 57,800
D ₁₈		365,000円以上	59,300 58,200

※上段の金額は保育標準時間、下段（ ）の金額は保育短時間。

備考

- 1 保育料額表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 3歳未満児 当該年度の初日の前日（以下「基準日」という。）において3歳未満の子どもをいう。
 - (2) 3歳以上児 基準日において3歳以上の子どもをいう。
 - (3) 市町村民税 住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除等については算定に含めないものとする。

- 2 C階層からD₁₈階層までの世帯であって、同一世帯に負担額算定基準子ども（政令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下この項及び次項において同じ。）が2人以上いる場合において、次の表の左欄に掲げる子どもが保育所等に入所しているときは、前項に規定する場合を除き、同表の右欄に掲げる額をその子どもの保育料の額とする。

(1) 負担額算定基準子どものうち最年長者（該当する子どもが2人以上の場合は、そのうち1人とする。）である満3歳未満保育認定子ども（政令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下この表及び次項において同じ。）	保育料額表に定める額
(2) (1)以外の負担額算定基準子どものうち2番目の年長者（該当する子どもが2人以上の場合は、そのうち1人とする。）である満3歳未満保育認定子ども	保育料額表に定める額の2分の1の額
(3) (1)及び(2)以外の負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である満3歳未満保育認定子ども	0円

※世帯の階層認定については、原則その入所児童と同一の世帯に属して、生計をひとつにしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）のすべてについてそれらの者の市町村民税額の合計額により行われます。

※年度途中において税の修正申告や更正があった場合には、直ちにその控えを保育課まで提出してください。（提出のあった翌月から変更いたします。）

※保育料額表は見直しのため、改正をする場合がありますのでご了承ください。

※解雇・倒産・傷病等により収入が著しく減少した場合、災害等により損害を受けた場合、子どもの入院・傷病により長期にわたり保育園を休園した場合は保育料が減額されることがあります。該当すると思われる方は、お早めに保育課までご相談ください。

[お願い]

- 保育料の納入の際には、口座振替による納入にご協力ください。毎月末日が振替日になります。土日・祝祭日の場合は翌営業日の振替となります。
- 保育料の期限内納付にご協力いただきますようお願いいたします。